

一般社団法人兵庫明石学舎 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人兵庫明石学舎 と称する。

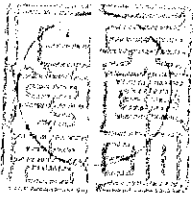
(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を 兵庫県明石市魚住町西岡字高岡370番地12 に置く。

(目的)

第3条 当法人は、障害者（児）及び高齢者の潜在能力を引き出すための生活訓練、職業訓練、能力開発訓練を積極的に実施すると共に、各人に応じた適切な生活支援及び就労支援等を行うことによって、障害者（児）及び高齢者が自立し精神的に豊かな生活を営めることをめざす。また、幼児教育及び保育の質の向上をもって、これからの社会を担っていく子供たちを健やかにそして豊かな心を持った人間に育てていくことをめざす。これらのことを通じて、到来しつつある福祉高齢社会の健全な発達に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護サービス事業
- (2) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (3) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業
- (4) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター運営事業、地域生活支援事業（相談支援事業、移動支援事業、地域生活支援センター運営事業、福祉ホーム運営事業を除く）
- (5) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、障害児相談支援事業
- (6) 介護保険法及び障害者総合支援法適用外の在宅サービス事業
- (7) 障害者（在宅就業者を含む。）に対する雇用促進と自立支援に関する事業
- (8) 発達障害児の学習支援事業
- (9) 幼児教育及び保育の研究並びにそれに関する書籍、DVDその他映像データの販売
- (10) 個人、団体等に対する保育技術向上のための勉強会、セミナーの開催
- (11) 障害者作業所の運営、障害者自立支援のための勉強会の開催
- (12) 高齢者、身体障害者等に対する自家用有償旅客運送事業（福祉有償運送）



(13) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、兵庫県内において発行する朝日新聞に掲載する方法による。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員になるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けるとき。法人の場合は、解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対し予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載又は記録した社員名簿を作成する。



第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第15条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は代表理事がこれにあたる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

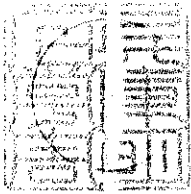
(員数)

第18条 当法人には、理事2名以上5名以内を置く。

(選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要のあるとき、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 配偶者又は3親等以内の親族その他特殊の関係にある理事の合計が理事総数の3



分の1を超えてはならない。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の集結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事)

第21条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(報酬等)

第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第23条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第24条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

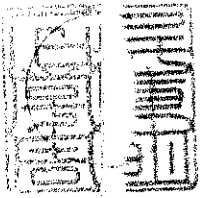
第5章 計算

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第26条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。



- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出をすることができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第6章 附則

(解散)

第27条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員の欠乏
- (3) 合併
- (4) 破産

- 2 前項第1号の事由により当法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第28条 当法人の解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、国に譲渡するものとする。

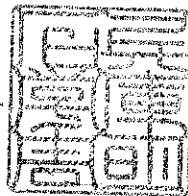
(合併)

第29条 当法人が合併しようとするときは、社員総会において正会員総数の4分の3以上の承諾の議決を経なければならない。

上記は、一般社団法人兵庫明石学舎 の定款に相違ありません。

令和2年4月1日

代表理事 上野 智子



令和2年4月1日

証 明 願

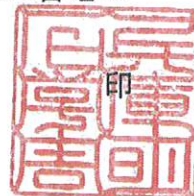
令和 7年 1月 30日

兵庫県知事 殿

所在地 兵庫県明石市魚住町西岡字高岡370番地12

団体名 一般社団法人兵庫明石学舎

代表者名 代表理事 上野 智子



兵庫県明石市魚住町西岡字高岡370番地12に所在する一般社団法人兵庫明石学舎は、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第10条の7の3第1項第4号に規定する、認知症である老人、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又はこれらの者、身体障害児若しくは知的障害児の家族その他の関係者により組織される団体で営利を目的としない団体であることを証明願います。

（添付書類）

- 1 第2種社会福祉事業の届出に係る受理証明書又は受理通知書（写）
- 2 団体（会員）名簿
- 3 団体の事業目的、事業内容
- 4 定款、その他の基本約款
- 5 直近の予算書又は決算書

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 7年 2月 10日

兵庫県知事 齋藤 元彦

